

日 時：令和6年8月28日（水）15：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：小川委員長代理、大島委員、浅井委員、清水委員、梶田委員、高村委員、
小笠原委員、
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。

本日は、藤原委員長、加藤委員が御欠席でございます。委員長代理に係る委員会決定の規定に基づきまして、小川委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いします。

○小川委員長代理 少々不慣れでございますけれども、皆様、御協力のほどよろしくお願い致します。

それでは、ただいまから第298回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は三つです。

議題1 「「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する意見募集について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 個人情報保護法第71条等に係る個人情報保護に関する委員会規則の改正について、御説明いたします。

資料1－1、「1 背景」を御覧ください。

改正の背景事情として、まず我が国とEUとの関係について御説明させていただきます。

我が国とEUとの間において、相互認証の枠組みが成立しています。具体的には、我が国は個人情報保護法第28条に基づき、EU各国に対して個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国としての指定、以後「外国指定」と言わせていただきます、を行い、EUはGDPR第45条に基づき、我が国に対して十分性認定を行うことにより、相互に円滑な個人データの移転が可能となっております。なお、日英間におきましても、同様の相互認証の枠組みが成立しております。

個人情報保護法第28条第1項において、外国にある第三者に対して個人データを提供する場合には、原則として、あらかじめ本人の同意が必要となっております。ただし、外国指定された国に対して個人データを移転する場合は、この限りではございません。

この外国指定の要件といたしましては、個人情報保護法第28条第1項の規定に基づき、委員会規則第15条において、五つの判断基準等が定められているところでございます。令和3年の改正、いわゆる官民一元化により、民間部門における規律（法第4章）だけであった個人情報保護法に、公的部門における規律（法第5章）が追加されることとなりました。これに合わせて、個人情報取扱事業者による外国にある第三者への個人データの提供制限に係る規定（法第28条）とそろえる形で、行政機関等による外国にある第三者へ

の保有個人情報の提供制限の規定（法第71条）が導入されており、現在、日EU相互認証においては、この官民一元化による個人情報保護法の適用範囲の拡大に合わせるべく、GDPRに基づくEUの十分性認定の範囲の拡大に向けて協議を行っているところです。その中で、個人情報保護法第71条に基づく公的部門による越境移転に係る外国指定を可能とする規定の整備も必要となってきました。

次に、改正の趣旨について御説明いたします。

「2 改正の趣旨」を御覧ください。

改正の趣旨といたしましては、資料1－2のとおり、個人情報保護法の官民一元化に伴い、法28条第1項に基づく委員会規則第15条における既存の外国指定の要件における文言調整のための所要の改正を行うとともに、法第71条第1項においても、第28条第1項同様に外国指定の要件を委員会規則で定めるとされていることから、委員会規則において同要件等を定める条の新設を行います。

続きまして、改正案の概要について御説明させていただきます。

「3 改正案の概要」を御覧ください。

まず、委員会規則第15条の改正の概要について御説明させていただきます。

「（1）委員会規則第15条の改正について」を御覧ください。

個人情報保護法第28条に基づく、現行の委員会規則第15条第1項においては、外国指定の要件の一つとして、「法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること。」と規定されており、公的部門の規律への言及はございません。これは、本規定を設けた当時（2019年）の個人情報保護法の対象が民間部門のみだったことが背景にあります。

一方で、2021年に個人情報保護法が官民一元化されたことに伴い、この改正法に合わせて現行規定を「法第4章又は第5章の規定に相当する法令その他の定め」へと改正いたします。なお、後に御説明する委員会規則第45条の2においても同様に定めます。

次に、新設する委員会規則第45条の2の改正について、御説明させていただきます。

「（2）委員会規則第45条の2の新設について」を御覧ください。

本規則第45条の2においては、個人情報保護法第71条に基づき、外国指定の要件として、法第28条に基づく委員会規則第15条と同旨の五つの判断基準を定める条文を新設します。あわせて、委員会規則第15条と同旨の外国指定要件に付随する規定を設けることとします。

最後に、今後の予定について御説明させていただきます。

「4 今後の予定」を御覧ください。

資料1－2の改正案については、委員会にて御決定をいただきましたら、今後1か月間の意見公募手続を実施し、本年秋頃をめどに公布及び施行することを予定しております。

事務局からの説明は以上になります。

○小川委員長代理　ありがとうございました。

ただいまの御説明について、御質問・御意見はございますでしょうか。

よろしいですか。

では、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録、議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は御退席願います。

（監督関係者以外退室）

○小川委員長代理　よろしいですか。

議題2「監視・監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

（内容について非公表）

議題3「令和6年度第1四半期における監視・監督の状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　本件は、個人情報保護委員会における「監視・監督権限の行使状況」及び「漏えい等報告の処理状況」について、令和6年度第1四半期の状況を対外公表するものであります。

これまで監視・監督権限の行使については事案の重大性等の観点から、一部の事案について公表を行っている一方で、公表していない個別の監視・監督事案については年次報告及び上半期報告において権限行使の件数を公表するにとどめておりました。今般、当委員会の監視・監督活動について、国民の皆様により詳しく知っていただくとともに、事業者及び行政機関等における適正な個人情報、特定個人情報の取扱いの参考としていただくため、公表内容を拡充することとし、四半期ごとに「監視・監督権限の行使状況の概要」及び「漏えい等報告の処理状況」を取りまとめた上で対外公表することとするものでございます。

資料3-2を御覧ください。

「令和6年度第1四半期における監視・監督権限の行使状況の概要」でございます。

1ページ目、「公表事案」でございますが、令和6年度第1四半期においては、東京電力パワーグリッド株式会社等に対する指導等の事案がございました。そのほか、公表事案以外の監視・監督権限の行使につきましては、2ページ目以降に記載をしております。

2ページ目ですが、個人情報保護法に基づく指導・助言が142件あり、民間事業者は

110件を占めております。

指導等の内容としましては、特に技術的安全管理措置に関して、外部からの不正アクセス等の防止の不備が最も多く、アクセス制御の不備等も見られる状況でした。

2ページから12ページまで指導・助言を行った事案の概要を記載しており、13ページには、これらの指導の内容別、業種別、人数別の件数を記載しております。

また、14ページ目ですが、行政機関等の指導・助言が32件であり、14ページから17ページに、事案の概要とともに、内容別、対象別、人数別の件数を記載しております。

17ページ目ですが、個人情報保護法に基づく報告徴収、立入検査等は144件でございました。

18ページ目は、マイナンバー法に基づく権限行使でございます。指導・助言は6件、報告徴収、立入検査は1件でございました。

続いて、資料3-3を御覧ください。

「令和6年度第1四半期における漏えい等報告の処理状況」でございます。

1ページに概要を記載しておりますので、そちらで御説明いたします。

令和6年度第1四半期の漏えい等報告の処理件数を見ると、個人情報4,549件、特定個人情報64件となっております。

また、個人情報の処理件数の内訳を見ると、個人情報取扱事業者4,120件、国の行政機関等45件、地方公共団体等384件となっております。

報告対象事態の該当要件別に見ますと、引き続き、要配慮個人情報を含む個人データ等の漏えい等が生じたことによるものが最も多くなっております。

特定個人情報については、紛失、誤送付等のヒューマンエラーに起因するものや不正アクセスを要因とするものが多くなっております。

個人情報、特定個人情報の処理件数の詳細は、次ページ以降の表を御参照ください。

本件につきましては、本日の委員会で御決定いただければ、委員会ホームページに掲載することとしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小川委員長代理 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明に対して、御質問・御意見はございますか。

清水委員。

○清水委員 漏えい報告等の処理について事業者等から意見が強くあったわけなのですが、今年度より監視・監督権限の行使状況について、個別案件の指摘内容も含めて四半期ごとの概要報告という形で公表の運びとなったことについては、委員会の活動をより詳しく国民に知っていただく努力の表れとして大変有意義なことと考えています。今後は、ステークホルダーからのフィードバックを踏まえて、より良い報告となるように継続して改善をしていただきたいと思います。

3年ごとに見直しの一環で有識者から、海外の執行機関では漏えい報告だけでなく個人

からの申立てが執行に結び付くケースが柱となっている例もあるというような示唆を頂いたところでありますが、当委員会の広聴・相談機能あるいは公益通報に対する活動の知名度を高めて、より重要な情報が寄せられるような努力も必要と考えられます。

また、当四半期の報告徴収・資料提出要求案件には、マスコミ情報を基に独自の調査を行ったものも多く含まれていると思います。このように、広聴・相談室との連携や独自調査によって端緒情報を把握するという努力もぜひ続けていっていただきたいと思っております。

以上です。

○小川委員長代理 どうもありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

では、私のほうから一言だけ申し上げます。

今、清水委員からも詳しい御指摘がございましたけれども、本資料に記載されているデータというのは、多くの事業者や行政機関にとって、適正に個人情報を取り扱うための安全管理措置等を講ずる際に有用だと思います。そのため、ホームページで公表するほか、情報提供等のやり方を工夫していただきたいと思います。よろしくお願いします。

ほかに御意見・御質問はございますか。

御異議、修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

では、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録、議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

本日の議題は以上です。本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。